郡山市市長動画制作等業務仕様書

1　業務名

郡山市市長動画制作等業務

2　業務目的

本市の特徴や魅力、方向性や将来展望などを市長が自ら伝える映像を制作し、ウェブサイトやYouTube等のSNSにより発信する。視聴を通じ、市民が郡山への愛着を深め、シビックプライドの醸成へ繋げるほか、若年層や市外の方などが本市に関心を持つきっかけとなるような動画制作を行う。

3　委託期間

契約日から令和５年２月28日まで

4　制作方針

制作する内容は、中学生が見ても容易に理解できるレベルとし、視聴者が飽きずに最後まで見てしまうものを目指す。

5　企画コンペ提案

動画１本当たりの放映時間は３～５分程度を想定しているが、指定するテーマや企画内容に適した長さ・回数に変更する提案は可能とする。（原則２本以上）

制作は、次に指定するテーマのほか、提案者が独自に選定し追加提案をすることができる。指定するテーマの内容に合った撮影場所（スタジオ・市庁舎又は具体的な施設など）も提案すること。

(1)指定するテーマ

ア　ベビーファースト

イ　DX（マイナンバーの活用など）

(2)想定している企画内容

ア　タイトルコールなどのオープニング映像・サムネイルの作成

イ　出演方法や演出の工夫（アナウンサーやテーマに関する有識者との対談形式、語りかける形式、動画を一時停止して効果音を入れるなど変化をもたせる演出など）

ウ　制作内容に応じたグラフィックやアニメーションの挿入、アフレコ　など

上記は企画案の一例のため、その他SNSでの配信に特化した内容の表現方法で、独自の企画案を提案すること。

6　規格・仕様

(1)形式：ハイビジョン、ナレーション、BGM、CG制作

(2)言語：日本語版のみ

7　成果品

(1)マスターソフト　DVD１式（日本語版）　※本市で複製ができるDVDとする。

(2)YouTube掲載用にデータ変換したもの　１式（MP4形式）

(3)YouTubeのショート動画用に60秒以内に編集をしたもの　１式（MP4形式）

(4)動画制作時に撮影した素材データ　１式（白データ）

(5)手話通訳の入ったデータ（市が手話通訳者を派遣し、受注者が録画したものを挿入。）

８　委託内容

映像ソフト動画制作に係る映像の制作・企画、企画に基づく情報収集、構成、台本、演出、製作調整、撮影、編集、アニメーション・CG作成、MA（ナレーション、テロップ、BGM等を含む）、マスター作成、YouTubeデータ作成、DVD製作等映像制作に関わる全ての業務とする。

９　委託期間

契約日から令和５年２月28日まで

制作条件

(1) 全体

ア　受注者は、発注者と協議の上、構成台本・ナレーション原稿を作成し、それを基に撮影・編集を行い、成果品を市に納品する。

イ　受注者は、発注者と協議の上、納品までの日程を定め、あらかじめ工程表を発注者に提出する。

(2) 撮影

ア　撮影においてはハイビジョン対応のカメラとレンズで撮影する。

イ　取材・映像撮影は、原則として、ディレクター・カメラマン・音声・照明を配置して行う（担当業務の兼務は可）。

(3)編集

編集に当たっては、原則として粗編集、本編集、ナレーション録音の各段階において試写、又は立会いにより発注者の承諾を受けること。

(4)その他

ア　業務全体を管理・統括する者を一人置くこと。発注者との連絡は原則としてこの統括者を通じて行う。

イ　発注者に対する受注者の対応が不誠実と認められる場合又は成果不十分と認められる場合には、委託期間の途中で契約を解除できるものとする。

ウ　受注者所有の写真・映像等を使用する場合には、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条、第28条所定の権利を含む。）等に十分注意の上、自らの責任において利用すること。

エ　受注者が、その作業過程において必要とする発注者の行政に関する図書及び写真・映像等関係資料の貸与については、発注者と別途協議すること。

オ　受注者は、発注者の求めに応じ、業務の主要な区切りの時点において報告を行い、また作業の進捗について打合せを行うこととし、修正のあった部分については速やかに対応すること。

カ　本業務にて制作した映像ソフトの完成した作品及び映像素材データの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条、第28条所定の権利を含む。）等は、発注者に帰属するものとする。また、本業務で制作した映像ソフトは、YouTubeへの掲載などの二次使用を行うことから、著作権等必要な措置を講じた上で制作するものとする（公開後、最低でも１年間程度の使用を想定）。

キ　委託期間終了後であっても、成果品に誤り等が発見された場合には、受注者は自らの責任と負担により速やかに対応するものとする。

ク　本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ受注者は、発注者と協議して定めることとする。